

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 吉富町 (都道府県: 福岡県)
本事業の担当部局名 地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	吉富町新婚家庭新生活応援事業			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ～ 令和6年5月31日			事業開始年度	H28 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,120,000 円							
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) ＜地域における実情と課題＞ 平成15年から人口が自然減に転じている本町の出生数は、平成26～30年の5年間の年平均が56人であり、直近の令和元年も55人となっている。長年通減状態が続いていたが、直近2ヶ年では微増傾向にあり、合計特殊出生率についても、平成28～30年の平均合計特殊出生率が1.64、令和元年は1.74、令和2年は1.87と比較的高水準を維持しており、継続的に実施してきた少子化施策について一定の効果が表れていると言える。しかしながら、総人口の減少は続いており、引き続き少子化対策が喫緊の課題であることに変わりない。一方、国勢調査により20～39歳男女の未婚率の推移を5歳階級別にみると、平成22年から平成27年にかけて、30代前半の女性を除く全ての階層で未婚率が上昇傾向にあり、平成27年では20代前半の男性93.2%、女性86.8%、20代後半の男性60.2%、女性50.4%がそれぞれ未婚という結果が出ており、晩婚化・非婚化の傾向が進んでいることが伺える。また、青年・子育て層(20歳～49歳:無作為抽出800人中回答247人)を対象に平成27年に実施したアンケート調査結果によると、また結婚に必要な条件について、未婚者のうち男性12.5%、女性28.3%が収入等の経済力を挙げている。 このような現状を鑑み、少子化対策の一つとして、結婚に伴う経済的な不安の解消が有効であると考え、平成28年度に新婚家庭新生活応援事業を開始し、新婚夫婦の引越に伴う費用や家賃等の補助を行っている。今後も効果検証を行いながら事業を継続する予定であり、平成29年4月からは、対象となる賃貸借契約の時期条件を撤廃した。 ＜本個別事業の位置付け＞ 令和2年度から5年間で計画期間とする「第2期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標において「新しいひとの流れの創出」や「継続した子育て支援」をそれぞれ掲げ、具体的には①移住・定住の誘導の推進 ②子育ての希望実現支援 ③地域ぐるみでの教育の推進などの取り組みを行うこととしている。また、同じく令和2年度からの5年間で計画期間とする「第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画」においても、①地域における子育て支援②母子の健康増進③教育環境の整備④生活環境の整備などを掲げ、「夢と希望を持って子育てのできる住みよいまち」を目指すこととしている。本事業については、結婚を促進するとともに新婚世帯の経済的支援を行い、安心して妊娠・出産できる環境作りにつなげ、出産前を含む子育ての全段階において継続した切れ目ない支援を行うことを目標としており、総合戦略における取組②、子ども子育て支援事業計画における取組①などに位置づけられる。							
	(本個別事業における現状と課題)							
	(課題への対応)							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☐	夫婦の合計所得が500万円未満	☒	自治体独自基準の場合 所得制限なし ※要件緩和分は自治体単費にて実施			
	・年齢要件	☐	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☒	自治体独自基準の場合 新婚夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること ※要件緩和分は自治体単費にて実施			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が60万円	☒	自治体独自基準の場合 引越費用(初期費用)の上限 60,000円 家賃の上限 110,000円			
	39歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が30万円	☒	自治体独自基準の場合 引越費用(初期費用)の上限 60,000円 家賃の上限 110,000円			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☐	住宅購入費用	☐	リフォーム費用	☒	引越費用
	【その他独自要件】							
・夫婦共に税・料の滞納がないこと ・引越費用補助申請については「婚姻日から起算して前3ヶ月から後1年の間」という期限要件あり								
2. 申請見込								
①新規世帯見込								
上記のうち 13 世帯 ともに29歳以下 7 世帯 左記以外 6 世帯								
【積算根拠】								
直近である令和3年度の実績より算出しています。 申請世帯見込み数 ①25世帯(新規分:夫婦共に29歳以下が7世帯、左記以外が6世帯、継続補助分:12世帯) 総事業費 ②312万円(新規分:17万×13世帯+継続補助12世帯見込 91万) 交付金所要額 ③208万円(②×2/3)								
【令和4年度申請状況】 (令和 4 年 4 月 ～ 令和 5 年 1 月) 申請 実績 世帯数 10 世帯								
②継続補助見込								
継続補助実施の有無 有 世帯 見込世帯数 12 世帯 対象経費支出予定額 910,000 円								
3. 広報の実施予定								
制度についてのチラシを町のイベント(春まつり、マルシェ、成人式)などで配布するとともに、JRの駅など人の往来が多い場所に配架する。また近隣の不動産業者に対し、チラシの配架や制度周知についての協力要請を行う。さらに、町のHPのトップページに、制度紹介ページに直接リンクするバナーを掲載するとともに、町の特徴や魅力をまとめたPR冊子において、当該制度について積極的な展開を図る。								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率の上昇	%	2(令和6年)	1.87(令和2年)
	人口の社会増数	人	50(毎年)	-26(令和2年)
	電子母子手帳アプリ「あいあいネット」登録者数	人	150(令和6年)	72(令和2年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.87(令和2年)	
	婚姻件数	件	19(令和2年)	
	婚姻率	%	2.81(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	70	66
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	85	82
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	89
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・近隣の不動産業者等に対し、チラシを配布し、改めて制度周知強化に努めるとともに、チラシ配架や対象者への案内などについてご協力いただき、対象となる世帯に幅広く情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。